

# 農業の持続的な発展に関する施策についての検証①

## (基本法第21条～第28条)

望ましい農業構造の確立、担い手の育成・確保、優良農地の確保と有効利用の促進

望ましい農業構造の確立、担い手の育成・確保、優良農地の確保と有効利用の促進 (基本法第21条、第22条、第23条)	1
農業生産の基盤の整備 (基本法第24条)	3
人材の育成・確保 (基本法第25条)	4
女性の参画の促進 (基本法第26条)	5
高齢農業者の活動の促進 (基本法第27条)	6
農業生産組織の活動の促進 (基本法第28条)	7

## ○ 食料・農業・農村基本法（平成11年）

## (望ましい農業構造の確立)

第21条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

## (専ら農業を営む者等による農業経営の展開)

第22条 国は、専ら農業を営む者その他農業者創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

## (農地の確保及び有効利用)

第23条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

## 12基本計画（H12.3閣議決定）

## 17基本計画（H17.3閣議決定）

## 現行基本計画（H22.3閣議決定）

## これまでの評価と課題等

情勢の変化等

## 【経営政策の基本的考え方】

効率的かつ安定的な農業経営（他産業並みの労働時間で他産業並みの生涯所得を確保し得る経営）を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することにより、生産性の高い農業を展開することが必要。

## 【施策の対象】

効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、育成すべき農業経営に諸施策を集中することとし、それらを体系的に・総合的に実施する。

## 【経営安定対策】

## 【農地集積】

## 【法人化、法人経営】

農地保有合理化事業の活用、多様な担い手による農作業の受託の促進等により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積を推進。

法人経営が、経営管理能力の向上、新規就農の促進等の面で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、農業経営の法人化の推進に必要な施策を講ずる。

## 19万経営体〔H17〕

## 25万経営体〔H22〕

## 23万経営体〔H25〕

## 法人経営体数 5,272法人〔H12〕

## 12,511法人〔H22〕 14,600法人〔H25〕 目標：5万法人〔今後10年間〕

## 集落営農数 10,063(うち法人646)〔H17〕

## 13,577(うち法人2,038)〔H22〕 14,634(うち法人2,916)〔H25〕

## 基幹的農業従事者数(うち65歳以上の割合)240万人(51.2%)〔H12〕 224万人(57.4%)〔H17〕

## 205万人(61.1%)〔H22〕 174万人(61.3%)〔H25〕

## 農地面積 483万ha〔H12〕

459万ha〔H22〕 見通し：461万ha〔H32〕<sup>※1</sup>

## 担い手の利用面積シェア 28%〔H12〕

49%〔H22〕 目標：8割〔今後10年間〕<sup>※2</sup>

効率的かつ安定的な農業経営（他産業並みの労働時間で他産業並みの生涯所得を確保し得る経営）が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、意欲と能力のある担い手の育成・確保に積極的に取り組む。

農業が、国民が求める食料の安定供給等の役割を持続的に果たしていくためには、農業者が、希望を持って農業に従事し、収益を上げることができる環境を整えていくことが必要不可欠。

幅広い農業者を一律的に対象とする施策体系を見直し、地域の話合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、これらの者を対象として、農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施。担い手（効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目標して経営改善に取り組む農業経営）の育成・確保や担い手への農地の利用集積に向けた動きを加速化。

担い手の明確化を図るために具体的な仕組みとして、認定農業者制度の活用を推進。また、集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行なう法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを担い手として位置付け。

農業生産のコスト割れを防ぎ、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備。

品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換。

販売農家を対象に、農産物の販売価格と生産費の差額を国から直接交付金として支払うこととする戸別所得補償制度を導入。

地域の話合いと合意形成に基づいて、集落を基礎とした営農組織の育成・法人化を図りつつ、担い手に対し農地を面的なまとまりのある形で利用集積することを推進。

意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進。その際、農地保有合理化事業等による農地集積に加え、農地利用集積円滑化事業の取組を推進。

小規模な農家や兼業農家等も、担い手となる営農組織を構成する一員となることができるよう、集落を基礎とした営農組織の育成と法人化を推進。

法人経営は、地域における雇用創出や農業生産活動の活性化、農地の保全と有効な活用に寄与していることから、その育成・確保を図る。

○ 認定農業者数は22年をピークに高齢化の影響等により減少傾向で推移しているが、法人数は一貫して増加。また、担い手の利用面積の農地面積に占める割合は約5割まで増加。

○ 22年基本計画においては、それまでの基本計画と異なり、兼業農家や小規模経営を含む意欲ある多様な農業者を幅広く育成しようとする政策に転換し、構造改革の対象となる「担い手」が不明確となったのではないか。

○ 既に人・農地プラン、農地中間管理機構、青年就農給付金など新しい構造改革の施策は出ているが、基本法第21条の「効率的かつ安定的な農業経営」が「農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」との方針を踏まえ、再度「担い手」の姿を明確にし、担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積に向けた動きを加速化していく必要があるのではないか。

※1：農地面積の見通しは、食料・農業・農村基本計画(H22)。

※2：担い手の利用面積とは、認定農業者（特定農業者・特定農業団体（平成15年度から）、市町村基本構想の水準到達者、特定農業団体（平成15年度から）、集落内農業者）が、所有権、利用権、作業委託（基幹3事業）により經營する面積。目標値は農林水産省地域の活力創造プラン(H25)。

## 12基本計画（H12.3閣議決定）

## 17基本計画（H17.3閣議決定）

## 現行基本計画（H22.3閣議決定）

## これまでの評価と課題等

## 【農家や集落営農の経営発展等のための支援】

H 5～ 認定農業者※1制度の創設  
認定農業者制度による担い手の育成・確保  
〔基盤強化法制定〕

H16～19 担い手経営安定対策の開始(稲作)  
認定農業者及び集落営農を対象とする（原則、面積要件有り）

H 6～ 認定農業者を対象としたスーパーL資金  
(低利融資) の実施

H 15～ 特定農業団体※2制度の導入  
〔H15基盤強化法改正〕

H 14～ 農業法人に対するアグリビジネス投資育成株式会社による出資  
〔農業法人投資円滑化法〕

H19～22 経営所得安定対策の開始  
認定農業者及び集落営農を対象とする（原則、面積要件有り）〔担い手経営安定法〕

H22～24 戸別所得補償  
制度の実施  
全ての販売農家、集落営農を対象とする

H25～ 認定新規就農者制度の創設  
新規就農から認定農業者までの一貫した  
担い手の育成・確保を実施  
〔H25基盤強化法改正〕

H 25～ 経営所得安定対策の見直し決定  
対象を認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件なし）に  
変更（H27産より）  
〔担い手経営安定法改正案の提出〕

H25～ 投資主体に投資事業有限責任組合  
を追加  
〔H25農業法人投資円滑化法改正〕

H24～ 地域の話し合いにより、地域の担い手の  
明確化、担い手への農地集積を図る人・  
農地プラン※3の開始

H26～ 都道府県ごとに農地中間管  
理機構を整備  
〔H25農地中間管理機構法〕  
→ 分散・錯綜した農地を借り受け、必要な基盤整備等を行い、  
担い手にまとまりのある形で貸付（予算も拡充）

H26～ 遊休農地について、利用権  
設定事務の大幅な簡素化・農地  
中間管理機構への貸付促進等  
〔H25農地法改正〕

## 【地域での話し合い、中間的受け皿の活用等による農地の利用集積】

H 17～ 農用地利用規  
程に、認定農業者へ  
の利用の集積目標等  
を定めることを法定  
〔H17基盤強化法改正〕

H21～ 市町村段階に農地  
利用集積円滑化団  
体を設置等  
〔H21基盤強化法改正〕

## 【農地法等に基づく遊休農地に関する措置の強化】

H 15～ 遊休農地※4の利用計画の届出  
義務付け等  
〔H15基盤強化法改正〕

H 17～ 都道府県によ  
る利用権の設定の  
仕組みの創設等  
〔H17基盤強化法改正〕

H21～ 農業委員会による  
利用状況調査、指導等  
の仕組みを措置等  
〔H21農地法改正〕

H26～ 遊休農地について、利用権  
設定事務の大幅な簡素化・農地  
中間管理機構への貸付促進等  
〔H25農地法改正〕

## 【企業の農業参入を促すための環境整備】

H12～ 農業生産法人に  
株式会社形態を  
導入等  
〔H12農地法改正〕

H14～ 特区で一般法人の  
リースによる農業参  
入を可能化  
〔H14構造改革特区法〕

H17～ 全国で一般法人の  
リースによる農業  
参入を可能化  
〔H17基盤強化法等改正〕

H21～ 一般法人のリースに  
よる農業参入を完全  
自由化  
〔H21農地法等改正〕

## 【農業振興地域制度及び農地転用許可制度の見直し、適切な運用】

H12～ 農用地等の確保等に関する基本指針の策定の法  
定化等  
〔H12農振法改正〕

H17～ 農業振興地域  
整備計画※5への地  
域住民の意見反映  
手続の導入等  
〔H17農振法改正〕

H21～ 国の基本方針・県の基  
本方針への農用地等の面  
積目標の明記を法定化  
〔H21農振法改正〕

H13～ 2ha以下の農地転用許可事務等の自治事  
務化等  
〔H13農地法改正〕

H21～ 病院、学校等の公共施  
設への転用について、許  
可不要から協議制にするなど  
農地転用規制を厳格化  
〔H21農地法改正〕

○ 農業者が創意工夫を發揮し、  
規模拡大や多角化・高度化等による  
経営発展を図る取組をどのように促していくか。

○ 我が国として確保すべき農地  
面積については、人口減少社会  
における、食料安全保障のあり方  
(食料自給率や食料自給力の取扱い等)、農業の多面的機能の維持・発揮のあり方といった観点を踏まえた上で、国内の農業生産に必要な面積を導き出すとの原則を打ち出し、それに則して考え方を整理し、見通すべきではないか。

○ 今後、高齢化や人口減少が進行するとともに、農村における土地持ち非農家の増加や集落機能の低下等が見込まれることから、優良農地の確保に留意しつつ、計画的な土地利用のあり方について検討すべきではないか。

\*1：市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を定めるとする基本構想を策定し、この目標をもじて農業者が作成した農業経営改訂計画を認定する制度。

\*2：担い手不足が見込まれる地域において、農地面積の2/3以上について農業を受託する担い手として、一定の地積的まとまりをもつ地域の構成員の意思を尊重する任意組織である。農業生産法人となることが確実に見込まれ、地域から農作業を引き受けよう依頼があったときは、これに応じる義務を負う任意組織。

\*3：集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱えると農地の問題を解決するため「人・農地・プラン」を作成し、同プランにおいて地域の中心となる経営体を位置づけ。2月末現在、農地プランの策定意向を有する1,574市町村のうち、1,416市町村が策定済み。

\*4：現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

\*5：市町村が、総合的に農業振興を図る地域（農業振興地域）の農業振興のマスターープラン等を定める計画。同計画において、農業上の利用を図るべき土地の区域である農用地区域を定める。

## 農業生産の基盤の整備（基本法第24条）

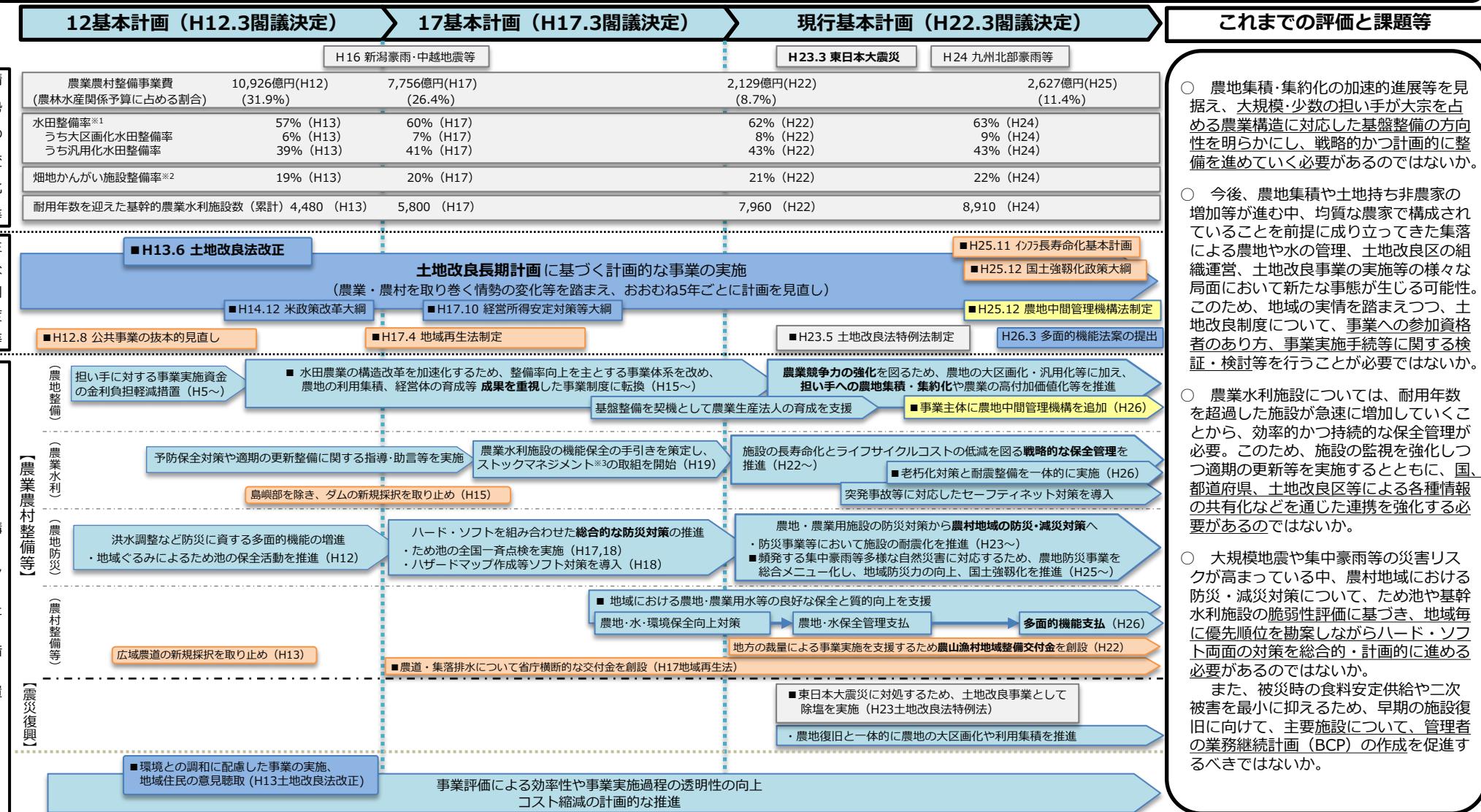
○ 食料・農業・農村基本法（平成11年）

### (農業生産の基盤の整備)

第24条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

## ○ 現行基本計画の概要

- ・ 農業生産基盤整備について、より効率的・効果的に実施することが求められているため、施策体系や事業の仕組み等を抜本的に見直し
  - ・ 基幹的水利施設の戦略的な保全管理、地域の裁量を活かした制度、食料自給率の向上等に資する基盤整備の推進など、農業生産基盤の保全管理と整備の新たな展開を推進



※1 30a程度以上の区画に整備済みの水田面積の割合（大区画化水田とは1ha程度以上に区画整理された水田、沢用水田とはおおむね4時間雨量4時間排除の地表排水条件を有し、かつ地下排水条件の良好（70cm以深）な水田）

※3 農業水利施設の定期的な機能診断に基づく機能保全対策を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法の総称

注：小水力発電、集落排水事業等については、今後、「農村の振興に関する施策」の検証において検証

## 人材の育成・確保（基本法第25条）

### ○ 食料・農業・農村基本法（平成11年）

（人材の育成及び確保）

第25条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業者の農業の技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民が農業に対する理解と関心を深めるよう、農業に関する教育の振興その他必要な施策を講ずるものとする。

情勢の変化等

基本計画

主な制度・講じた措置

12基本計画（H12.3閣議決定）	17基本計画（H17.3閣議決定）	現行基本計画（H22.3閣議決定）	これまでの評価と課題等
<p>【新規就農者数（うち39歳以下）】 H12 7.7万人（1.2万人）</p>	<p>H17 8.1万人（1.5万人）</p> <p>【新規雇用就農者数（うち39歳以下）】 H18 6.5千人（3.7千人）</p>	<p>H22 5.5万人（1.3万人）</p> <p>H22 8.0千人（4.9千人）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成6年の無利子資金制度創設以降、39歳以下の青年新規就農者数は6千人前後から増加傾向で推移したものの、近年は1万5千人前後と横ばい。また、定着する青年新規就農者は1万人程度。一方、法人の増加に伴い雇用就農が増加傾向。</li> </ul>
<p><b>【新たな人材の育成・確保】</b></p> <p>効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業者の農業技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する農業技術及び経営管理手法の習得の促進等の施策を講ずる。</p>	<p>将来の担い手となり得る農業者や雇用労働力の確保を図るため、就業形態や性別を問わず、新規就農を促進し、幅広い人材の確保を図る。特に近年、農業法人に雇用される形での就農が増加するなど就農ルートが多様化していることに対応し、情報提供や研修等の支援施策を拡充する。</p> <p>また、将来の担い手となり得る農業者を育成するため、農業高校や農業大学校等における農業技術や経営管理に関する高度な知識・技術に関する研修教育の充実を図る。</p>	<p>意欲ある多様な農業経営が展開されるよう、幅広い人材の育成・確保を推進する。その際、農業者子弟の後継者としての就農、雇用される形での就農、四年制大学等多様な学歴を持つ非農家出身者の就農、中高年齢層の帰農等、就農形態や経路が多様化していることに対応し、それぞれの就農形態・経路に即した各種情報提供、農業高校や農業大学校等における人材育成、農業法人や海外等での実践的な研修等を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 24年度からは青年就農給付金等の從来ない施策を措置したが、世代間バランスが是正され、継続的に農業経営を営めるような新規就農者の確保策を幅広く検討するべきではないか。</li> </ul>
<p><b>【新たな人材の育成・確保】</b></p> <p>【農業経営の開始に必要な無利子資金の貸付】</p> <p>H 6～25 都道府県による就農計画の認定、無利子貸付（就農支援資金）を実施〔青就法〕</p>		<p>H25～ 認定新規就農者制度の創設 新規就農から認定農業者までの一貫した担い手の育成・確保を実施 市町村による青年等就農計画の認定、日本公庫による無利子貸付（青年等就農資金）を実施〔H25基盤強化法改正〕</p>	<p><b>【研修中及び経営初期の所得確保】</b></p> <p>H24～ 就農意欲の喚起と就農後の定着のため、就農希望者及び新規就農者の所得の確保を支援〔青年就農給付金〕</p>
<p><b>【就農希望者に対する就農に向けた情報提供・技術や経営ノウハウ習得のための研修支援】</b></p> <p>S52～ 農業者研修教育施設における農業経営等の研修教育の実施〔農業改良助長法改正〕</p> <p>H 6～ 新規就農を促進するための情報提供、相談活動の実施〔農業改良助長法改正〕</p>	<p>H20～ 農業法人等が新規就業者に対して実施する実践的研修を支援〔農の雇用事業〕</p>	<p>H25～ 経営の次代を担う後継者の育成について拡充〔農の雇用事業〕</p>	<p><b>【農業経営者教育の強化】</b></p> <p>H24～ 産業界・農業界・学界が連携した農業教育への展開〔日本農業経営大学校の開校〕</p>
<p><b>【農業者への指導等】</b></p> <p>都道府県の指導員※1による技術・経営指導等の実施、農作業安全のための研修等</p>		<p>H24～ 道府県農大の教育水準の向上、経営者教育の実施〔技術習得支援事業〕</p>	
<p><b>【学校教育、食育の推進を通じた農業に関する教育の振興】</b></p>	<p>国民運動としての食育の推進（農業への理解を醸成する教育ファーム、子ども農山漁村交流プロジェクト等）</p>		

※1：平成16年に、従来の専門技術員及び改善員を一元化し、新たに高度かつ多様な技術の普及及び指導員を設置。

## 女性の参画の促進（基本法第26条）

### ○ 食料・農業・農村基本法（平成11年）

（女性の参画の促進）

第26条 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

情勢の変化等

基本計画

主な制度・講じた措置

12基本計画（H12.3閣議決定）	17基本計画（H17.3閣議決定）	現行基本計画（H22.3閣議決定）	これまでの評価と課題等
農業就業人口に占める女性の割合：55.8%（H12）	53.3%（H17）	49.9%（H22）	
農村女性による起業数：個人1,683 グループ5,141 合計6,824（H12）		個人4,473 グループ5,284 合計9,757（H22）	
家族経営協定締結農家数※1：	37,721戸（H19）	52,527戸（H25）	目標：70,000戸（H32）
	農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数 ・農業委員会 890（H20） ・農業協同組合535（H19）	711（H23） 211（H25）	目標：0（H25） 目標：0（H25）
・農業委員における女性の占める割合 1.8%（H12） ・農業役員における女性の占める割合 0.6%（H12）	4.1%（H17） 1.9%（H17）	6.1%（H24） 6.0%（H25）	女性の基幹的農業従事者※2がいる販売農家数割合（H22） ・農産物販売金額300万円未満 41% ・ " 1,000万円以上 91%
女性が経営参画している農家の販売金額・規模別割合（H17）： 300万円未満 8% 1～2千万円 30% 2～3千万円 38% 1億円以上 55%			
経営の法人化、役割分担の明確化等を通じて女性の農業経営における役割を適正に評価。 農村女性の社会参画の目標の策定及びその達成に向けた普及啓発、農業技術及び経営方法の習得のための研修の実施、農業に関連する起業活動に必要な情報の提供等を推進。	家族経営協定の締結の促進や女性認定農業者の拡大等を促進。農協の女性役員、女性農業委員等の参画目標の設定及びその達成に向けた普及啓発等を推進。 女性の起業活動を促進するための研修等の実施とともに、情報提供等の推進、女性農業者によるネットワークづくりを促進。	農村女性の農業経営への参画や、地域資源を活用した加工や販売等に進出する女性の起業活動を促進。 家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進するとともに、農業協同組合の女性役員や女性農業委員等の登用増等の目標を設定し、その実現のための普及・啓発等を実施。	○ 女性が経営に参画している農業経営体は、売上や収益力が向上する傾向。 既に農業女子プロジェクトなど新しい芽は出ているが、女性農業経営者の積極的活用のため、更なる方策を検討すべきではないか。
【農業経営や企業活動への女性の参画の推進（女性の経済的地位向上）】		H24～ 女性経営者相互のネットワーク形成、異業種等との交流機会の設定	
H15～ 共同経営者としての役割を担っている女性農業者も認定農業者として位置づけ 〔認定農業者制度の運用改善〕		H25～ 女性農業者と企業の連携 〔農業女子プロジェクト※3〕	
		H24～ 女性による補助事業の活用を促進し、6次産業化などにチャレンジする女性を支援	
【農業委員、農協役員などへの女性登用の促進（政策・方針決定過程への参画）】	H17～ 地域段階における女性の社会・経営参画目標の設定を推進	H24～ 人・農地プランの検討の場に3割以上の女性参画を要件化 〔人・農地問題解決加速化支援事業〕	
H14～ 農業委員・農協役員への女性の登用を促進		H22～ 女性が一人も登用されていない組織の解消等を目標に設定し、その達成に向けた取組を促進	

※1：家族農業にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境（労働時間・休日等）などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの

※2：自営農業に主として從事した15歳以上の世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない

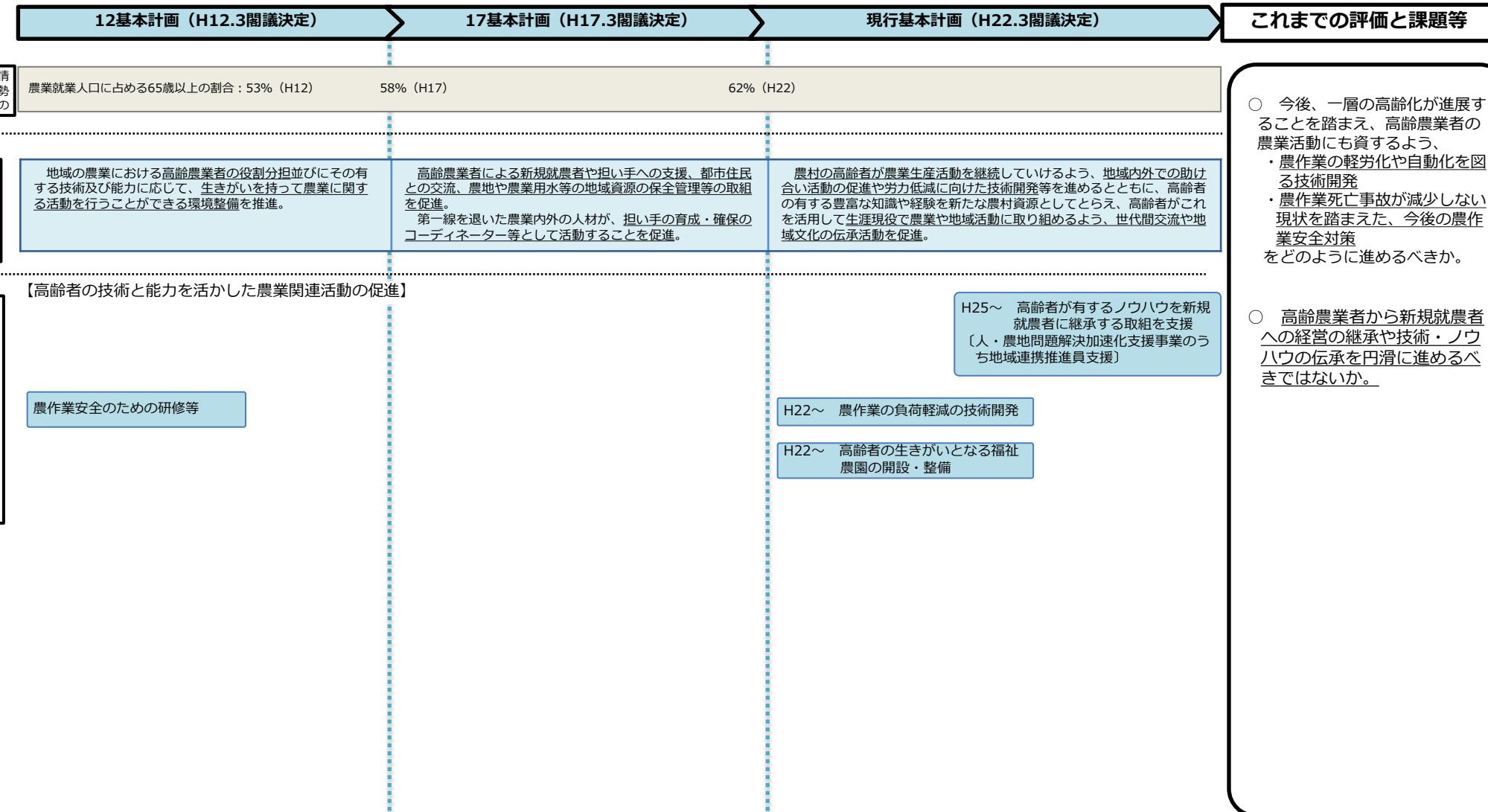
※3：女性農業者と企業の連携、活躍する女性農業者を情報発信

## 高齢農業者の活動の促進（基本法第27条）

### ○ 食料・農業・農村基本法（平成11年）

（高齢農業者の活動の促進）

第27条 国は、地域の農業における高齢農業者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動を行うことができる環境整備を推進し、高齢農業者の福祉の向上を図るものとする。



# 農業生産組織の活動の促進（基本法第28条）

## ○ 食料・農業・農村基本法（平成11年） (農業生産組織の活動の促進)

第28条 国は、地域の農業における効率的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

### 12基本計画（H12.3閣議決定）

### 17基本計画（H17.3閣議決定）

### 現行基本計画（H22.3閣議決定）

### これまでの評価と課題等

情勢の変化等

基本計画

主な制度  
講じた措置

全国の水田集落のうち、担い手(稲作1位の主業農家)がない集落が、半数以上の54%(H22)

集落営農数（任意） H12：一  
(法人) H12：一

H17：9,417  
H17： 646

H22：11,539  
H22： 2,038

H25：11,718  
H25： 2,916

#### 【集落営農の育成・確保】

集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずる。

集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを見込み手として位置付け。

地域農業の生産性向上、経営規模が零細で後継者が不足している地域における農業生産活動の維持等を図るために、小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の育成・確保を推進。

#### 【委託を受けて農作業を行う組織等】

集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずる。

農作業の受託組織等のサービス事業体について、農地の利用集積の取組の促進と併せて、地域の担い手として発展することが可能となるよう、必要な施策を講じる。

農作業の外部化により、高齢化や担い手不足が進行している生産現場の労働負担の軽減を図るとともに、規模拡大や主要部門への経営資源集中等を通じた経営発展を促進する観点から、地域の実情を踏まえつつ、生産受託組織や酪農等のヘルパー組織の育成・確保を推進。

#### 【集落営農の組織化・経営発展の促進】

H15～ 特定農業団体<sup>※1</sup>  
制度の導入等  
〔基盤強化法の一部改正〕

H19～ 経営所得安定対策の開始  
認定農業者及び集落営農を対象とする（原則、面積要件有り）  
〔担い手経営安定法〕

H22～24 戸別所得補償制度の実施  
全ての販売農家、集落営農を対象  
とする

H25～ 経営所得安定対策の見直し決定  
対象を認定農業者、集落営農、  
認定新規就農者（いずれも規模要件なし）に変更（H27産より）  
〔担い手経営安定法改正案の提出〕

H23～ 法人設立にかかる経費を定額助成等  
(26年度から、組織化に係る経費を定額助成)  
〔人・農地問題解決加速化事業〕

H26～ 集落営農の組織化・  
法人化を効果的に推進するための普及員OB等を活用した  
地域連携推進員の活動支援  
〔人・農地問題解決加速化事業〕

#### 【生産受託組織や酪農ヘルパー組織の育成・確保】

飼料コントラクターの育成、TMRセンター<sup>※2</sup>の施設整備、酪農ヘルパーの人材育成等

○ 法人化に向けた過渡的組織である集落営農については12,000件程度で推移。

○ 集落営農が経営発展するためには法人化することが重要であることから、集落営農の法人化等を進める視点から検討するべきではないか。

※1：担い手不足が見込まれる地域において、農地面積の2/3以上について農作業を受託する相手方として、一定の地縁的まとまりをもつ地場の地権者の合意を得た任意組織であって、農業生産法人となることが確実に見込まれ、地権者が農作業を引き受けけるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負う任意組織。

※2：Total Mixed Ration（完全混合飼料）の略で、粗飼料や濃厚飼料等を混じ、牛が必要しているすべての栄養素をバランスよく含んだ飼料のこと。栄養的に同一で遊び良いできないという特徴がある。これを専門的にくり、農家に供給する施設をTMRセンターという。